

市内飲食店の逸品発掘ポスター「食彩逸品」が完成しました

このたび、行田商工会議所では市内飲食店の自慢の逸品を紹介するポスター「食彩逸品」を作成しました。掲載店舗・メニューは、市内公共施設に掲示しているポスターや同会議所ホームページをご覧ください。

この機会に、ぜひ各店舗の逸品を楽しんでみてはいかがでしょうか。



▶問い合わせ 同会議所 ☎556-4111

資源物の持ち去りを禁止します

市では、各地区の資源物集積所に集められた「資源物の持ち去り行為」を防止するため、資源物の所有権は行田市にあり、市または市の委託業者以外の者が収集運搬することを禁止することとしました。

今後は、資源物の持ち去り禁止の看板を作製し、資源物集積所に設置するとともに、早朝パトロールの実施や行田警察署との連携を強化し、持ち去り業者の撲滅を図ります。

なお、「資源物」には次のものが対象となります。

- 新聞紙などの紙類やポロ布などの布類
- 空き瓶などの瓶類や空き缶、アルミ製鍋などの金属類
- パソコン、携帯電話などの小型家電リサイクル対象品
- その他資源として再生利用が可能なもの

市の委託業者の収集車は、午前8時30分以前の収集を行っていません。持ち去り行為は主に夜間や早朝に行われますので、目撃した場合は、車種・色・ナンバーを控え、直ちに警察(110番または行田警察署 ☎553-0110)に通報してください。また、資源物を持ち去られないためにも、前日のうちに資源物を出さないようにするなど、ごみ出しルールを守るよう、ご協力をお願いします。

▶問い合わせ 環境課環境業務担当 ☎556-9530

会社のPRやイメージアップにご活用ください

市ホームページに広告を載せませんか

市では、市ホームページ(トップページ)を広告媒体として活用することにより、新たな財源を確保し、市民サービスの向上および地域経済の活性化を図るため、バナー広告を募集しています。バナー広告とは、市ホームページ内に表示される有料広告で、広告主の指定するホームページにリンクするものです。

ホームページを開設している企業、事業所、自営業を営む皆さん、月平均70,000件のアクセスがある市ホームページにぜひ広告を掲載してみませんか。

- ▶掲載位置 市ホームページのトップページ下段
- ▶規 格
 - 【サイズ】縦60ピクセル×横120ピクセル
 - 【形式】G I F (アニメ不可)、J P E Gまたは P N G
 - 【容量】6キロバイト以内
- ▶掲載期間 1カ月単位
- ▶申し込み 次の広告代理店に電話、F A X、Eメールで申し込みください。※広告料や空き枠数など詳細は広告代理店に問い合わせください。
 - ・ 広告代理店名：株式会社ホープ
 - ・ 住所：福岡県福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル7階
 - ・ 電話：092-716-1402
 - ・ F A X：092-716-1404
 - ・ Eメール：info@zaigenkakuho.com
- ▶問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当(内線318)



この部分に掲載されます

延長決定 今年も住宅用太陽光発電システムおよび住宅用高効率給湯器設置補助金を交付します

住宅用太陽光発電システムおよび住宅用高効率給湯器設置に対する補助事業は、平成26年度で終了する予定でしたが、補助期間を延長し、平成27年度も実施することとなりました。

住宅用太陽光発電システム設置補助金

- ▶対象
 - ・ 自らが居住する市内の住宅に電力を供給する目的で、1キロワット以上の発電システムを設置する方
 - ・ 市税の滞納がない方
 - ・ 建築基準法や都市計画法などの違反がない方
 - ・ 行田市住宅改修資金補助金の交付を受けていない方
 - ・ 市内業者との請負により設置する方
- ▶補助金額 1件につき80,000円
- ▶申請方法 環境課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、4月1日(水)～平成28年2月10日(水)に直接同課へ提出してください。なお、既に設置および工事に着手している太陽光発電システムは補助の対象となりません。必ず着工前に申請してください。
- ▶予算額 240万円

住宅用高効率給湯器設置補助金

- ▶対象
 - ・ 市内に自己の居住を主たる目的として所有している住宅に、未使用の補助対象給湯器を設置した方
 - ・ 保証書に記載されている購入年月日が、平成27年4月1日以降の給湯器を設置した方
 - ・ 市税の滞納がない方
 - ・ 建築基準法や都市計画法などの違反がない方
 - ・ 行田市住宅改修資金補助金の交付を受けていない方
- ▶補助対象給湯器および金額
 - 【ガスエンジン給湯機(エコウィル)】1台につき20,000円
 - 【燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)】1台につき50,000円
- ▶申請方法 環境課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、4月1日(水)～平成28年3月10日(水)に直接同課へ提出してください。
- ▶予算額 150万円

電気自動車用急速充電器を設置しました

市では、行田エコタウン創出の一環として、電気自動車の普及促進を図るため、急速充電器を市役所敷地内に設置しています。

このたび、新たに市内2カ所の公共施設に設置し、4月1日から3施設で利用できるようになりました。当面、どなたでも無料で利用できますので、ご利用ください。なお、ご利用の際は、施設窓口で簡単な登録(初回のみ)をしていただきます。

- ▶設置場所および利用時間
 - 【市役所】午前8時30分～午後5時15分(受け付けは午後4時45分まで) ※土・日曜日、祝日および年末年始を除く
 - 【教育文化センター「みらい」】午前9時～午後5時(受け付けは午後4時30分まで) ※月曜日(祝日の場合は翌日)および年末年始を除く
 - 【行田グリーンアリーナ】午前9時～午後8時(受け付けは午後7時30分まで) ※第2・第4月曜日(祝日の場合は翌日)および年末年始を除く
- ▶その他 申し込みについては、各施設に問い合わせください。
 - 【市役所】財政課管財担当(内線327)
 - 【教育文化センター「みらい」】☎556-2649
 - 【行田グリーンアリーナ】☎553-3377



電気自動車等導入補助金を交付します

- ▶対象 市税の滞納がない市民および市内に本社、支社または事業所を有する事業者
- ▶補助の対象となる自動車
 - ・ 新車の電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車
 - ・ 使用の本拠が市内にあること
 - ・ リースによる導入でないこと
- ▶補助金額 1台につき10万円
- ▶申請方法 環境課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、4月1日(水)～平成28年2月10日(水)に直接同課へ提出してください。なお、契約済みの電気自動車などは補助の対象となりません。必ず契約前に申請してください。
- ▶予算額 150万円



上記の各補助金は、いずれも予算の範囲内での補助となりますので、予算額に達した場合は受付期間中でも終了します。なお、補助金の申請状況については、市ホームページで公開(週1回程度更新)します。

▶問い合わせ 同課環境政策担当 ☎556-9530